

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月5日

帯広市長 米 沢 則 寿

#### 帯広市条例第5号

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第19条の3及び第29条」を「及び第19条の3」に改め、同条第2項中「「100分の120」とあるのは「100分の170」」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第29条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。